

自然科学研究機構岡崎 3 機関等における共同利用研究等に参加する
学部学生等取扱要項

平成 3 1 年 1 月 1 5 日
岡崎 3 機関所長会議決定

(趣旨)

- 1 自然科学研究機構岡崎 3 機関（基生研・生理研・分子研）及び生命創成探究センター（以下「岡崎 3 機関等」という。）において、共同利用研究又は招へい研究員として実施する研究（以下「共同利用研究等」という。）に参加する学部学生及び高等専門学校学生（以下「学部学生等」という。）の取扱いについては、この要項による。

(基準)

- 2 教育上真に必要と認められ、かつ、共同利用研究等に支障を来すことのない場合に限り、指導教員に帯同又は指導教員の指示の下、来所する学部学生等を研究（実験）補助者として認める。

(実施条件)

- 3 学部学生等が研究（実験）補助を行うに当たっては、次の各号に掲げる条件を付す。
 - (1) 学部学生等は、当該大学又は高等専門学校の指導教員の立会い又は指導に基づき、研究（実験）補助を行うこと。
 - (2) 機構の規程等、その他関係法令を遵守するとともに、管理・安全のために発する機構長、研究所長、生命創成探究センター長、研究主幹、研究施設長及び関係者の指示に従うこと。
 - (3) 財団法人日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険（付帯賠償責任保険を含む。）又はこれと同等以上の保険に加入していること。

(申請)

- 4 研究（実験）補助者として学部学生等の派遣を希望する大学の学長、学部長又は高等専門学校長は、別紙様式により、原則として派遣希望日の 2 週間前までに研究所長又は生命創成探究センター長（以下「研究所長等」という。）に申請する。

(許可)

- 5 研究所長等は、前項の申請があったときは、関係の研究主幹又は研究施設長等の意見を聴き、指導教員に帯同又は指導教員の指示の下、来所することを適当と認めた場合は、許可を通知する。

(許可の取消し)

- 6 研究所長等は、指導教員若しくは学部学生等がこの申合せに違反した場合又は来所することが適当でないと認めたときは、許可を取り消すことができる。

附 則

- 1 この要項は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 この要項の決定に伴い、自然科学研究機構岡崎3機関における共同利用研究に参加する学部学生の取扱いに関する申合せ（平成22年4月1日岡崎3機関研究所長申合せ）は廃止する。

共同利用研究等に参加する学部学生等の派遣許可申請書（兼許可書）

年 月 日

自然科学研究機構
〇〇〇〇〇〇長 殿

所属長職・氏名

職印（省略可）

下記のとおり，教育の一環として，共同利用研究等の研究（実験）補助実施のため，貴〇〇〇への派遣について，申請します。

記

派遣 学 生	所属	大学 学部 学科（ 年次）
	氏名	
	連絡先 大学研究室等	（電話）（ ） — （e-mail）
	加入済みの傷 害保険	いずれかを選択してください。 ☐ （財）日本国際教育支援協会学生教育研究災害傷害保険（付帯賠償責任保険を含む） ☐ その他（名称をご記入ください。）（ ）
指導教員	（所属・職） （氏名）	
所内対応教員	（所属・職） （氏名）	
共同利用研究等の 種別・課題番号等	（課題番号 — ）	
研究（実験）補助 の具体的内容		
派遣期間	帯同 年 月 日 ～ 年 月 日 派遣 年 月 日 ～ 年 月 日	
承諾事項	☐ 以下について承諾します。（必ずチェックしてください。） 1．研究(実験)補助は,必ず共同利用研究者である当該学生の指導教員の立会い又は指導に基づき行うこと。 2．派遣する学部学生等に対して,自然科学研究機構岡崎3機関等における共同利用研究等に参加する学部学生等取扱要項ほか機構の諸規程,その他関係法令を遵守するとともに,管理・安全のために発する指示に従うことを周知すること。	
※以下担当者記入欄のため記入不要		
所内対応教員確認日付		研究主幹等確認日付
上記の申請を許可します。		年 月 日
大学共同利用機関法人自然科学研究機構 〇〇〇〇〇〇長 ○ ○ ○ ○ 【公印省略】		